

令和5年8月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	63	70	59	49	62								303
問い合わせ	7	3	6	5	5								26
要望	0	0	0	0	0								0
計	70	73	65	54	67	0	0	0	0	0	0	0	329
(前年度計)	(71)	(53)	(66)	(69)	(66)	(69)	(75)	(63)	(58)	(63)	(58)	(80)	(791)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	8	4	7	2	2								23
(前年度)	(3)	(3)	(6)	(6)	(6)	(3)	(5)	(2)	(5)	(2)	(0)	(4)	(45)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	1	2	0	1	1								5
20歳代	11	5	8	2	4								30
30歳代	7	4	7	8	5								31
40歳代	10	11	11	7	11								50
50歳代	9	14	8	8	15								54
60歳代	12	8	6	7	11								44
70歳以上	12	21	19	17	13								82
その他・不明	8	8	6	4	7								33
計	70	73	65	54	67	0	0	0	0	0	0	0	329

今月の相談事例

SNSで知り合った異性から暗号資産を勧められ、国内の暗号資産交換業者に300万円を入金した。その後、海外業者のアプリをダウンロードして個人の口座を開設し、暗号資産交換業者から全額を口座に送金した。すべて異性の指示通りにした。利益が出たので出金しようとしたら、税金や保証金として100万円かかると言われ支払った。だが、追加で国際規定の手数料80万円を払うよう言われたので不審に思った。海外業者のアプリ内に業者情報は書かれておらず、異性とはメッセージアプリのみのやり取りなので住所は分からない。

センターからのアドバイス

SNSやマッチングアプリなどで知り合った面識のない相手から暗号資産を勧められた際は、まずは詐欺的な投資を疑いましょう。相手の素性が分からないと、投資内容や真偽が確認できず、入金したお金の回収は極めて困難となります。

また、暗号資産交換業者は金融庁への登録が必要です。取引前に登録業者かどうかの確認をし、無登録業者とは取引しないでください。暗号資産は価格が急落し損をする場合があります。たとえ登録業者でも内容を十分に理解できなければ取引や契約をしないようにしましょう。